

重要事項の説明(抜粋・要約)

投資顧問契約

- 投資顧問契約は、有価証券等の価値分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券の売買を強制するものではありません。なお、売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

リスクについて

- 当社がお客様との投資顧問契約に基づき投資判断をお客様に助言する際、株式、為替、金利など金融市場における価格変動により、契約資産、運用資産の価値は変動します。そのために、契約資産・運用資産の元本を割り込み、損失を生じる恐れがあります。また、投資対象資産や取引の種類により、リスクの大きさや性格が異なりますのでご注意ください。

お客様に対する義務

- 当社は、お客様のため忠実に投資助言業務を行います。
- 当社は、お客様に対し、善良な管理者の注意をもつて投資助言業務を行います。

禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. 顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。
2. 特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない助言を行うこと。
3. 通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした助言を行うこと。
4. 助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引(以下「有価証券の売買その他の取引等」という。)を行うこと。
5. その助言を受けた取引により生じた顧客の損失の全部又は一部を補てんし、又はその助言を受けた取引により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。(事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)

6. 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為。

有価証券の売買等の禁止

当社は、金融商品仲介業者として、有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介や有価証券の募集や私募集の取り扱いを行うことが認められています。当社は、これらの行為を除き、投資助言業務に関して、お客様を相手方とし、又はお客様のために以下の行為を行うことが法律で禁止されています。

1. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
2. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の取次ぎ又は代理
3. 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

ロ 外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

4. 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止

当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者にお客様の金銭、有価証券の預託をさせることは、法律上禁止されています。

金銭又は有価証券の貸付け等の禁止

当社は、お客様への金銭若しくは有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をすることが法律上禁止されています。ただし、当社は、金融商品仲介業者として、信用取引に付随して行われるお客様への金銭若しくは有価証券の貸付の媒介などを行うことが認められています。